

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

ゴルフ場の破綻に伴うゴルフ会員権の取扱い

Q 法人で保有しているゴルフ会員権のゴルフ場が破綻しましたが、この場合の取扱いはどうなるのでしょうか？また、破綻したゴルフ場のゴルフ会員権を保有している個人が亡くなった場合は、相続税の対象となるのでしょうか？

解説

法人保有のゴルフ会員権は、ゴルフ場が破綻してもプレーできる限り、税務上損金に落とすことはできません。

1. 法人所有のゴルフ場が破綻した場合

1) 預託金制の場合

破綻してもプレーができるのであれば、税務上、評価損等の**損金には計上できません**。ただし、破産開始決定などのためプレーできなくなったら、預託金返還請求権という債権に変わるので、**個別貸倒引当金(50%)の対象**となります。そして、預託金の一部切り捨てなど返還されないことが確定した金額については、**貸倒損失を計上できます**。

2) 株主会員制の場合

破産や民事再生の手続き開始決定し、価格が著しく低下した場合、税務上、評価損の計上が認められます。(非上場株式と同様の扱いです)

2. 相続があった場合の評価

1) 取引相場がある場合

時価×70%

※取引価格以外に預託金等がある場合は、この返還される金額を加算します

※一定期間が経過しないと返還されない預託金の場合は、複利原価で割り戻して加算します。

2) 取引相場がない場合

株主会員制の場合は「取引相場のない株式」と同様の方法で評価します。

3) 社団法人制の場合

社団法人制の場合は、譲渡ができず一代限りですので、相続税の対象外となります。

要するに…

ゴルフ会員権は入会時の形態により、税務上の取扱いは異なります。なお、**個人が保有しているゴルフ会員権が破綻した場合には、事業経費に算入することや、雑損控除などは認められていません**。ゴルフ会員権はあくまでもぜいたく品などの家事費に該当するためです。